

平成 19 年 7 月 5 日

厚生労働大臣 柳沢 伯夫 殿

日本産業衛生学会理事長 清水英佑

労働安全衛生規則の一部改正に関わる省令案の実施に関する要望書

謹 啓

貴職におかれましては、国民・労働者の健康と福祉を守り、向上させる職務に邁進されていることに心から敬意を表します。

(社)日本産業衛生学会(以下、学会)は、日本医学会の分科会の一つである学術団体であり、産業衛生の進歩を図ることを目的に設置され、産業衛生分野の専門職や研究者によって構成され、学術誌の編集と出版、作業環境における許容濃度等の勧告、産業衛生に関する教育研修及び産業衛生に関する指導者(専門医や産業看護師等)の認定などを行なっております。

さて、平成 19 年 3 月 28 日に「労働安全衛生法における定期健康診断等に関する検討会」報告書が公表され、労働政策審議会安全衛生分科会で 4 月 9 日に「労働安全衛生規則の一部改正(安衛法の定期健康診断等の健診項目)に関わる省令案要綱」(以下、健診改正案)が諮問され、4 月 25 日に「妥当」と答申されたところですが、労働安全衛生法における健康診断は、産業保健に係るものにとって、日常活動に極めて関係の深い重要な政策です。そこで、産業衛生分野に関する法制度や政策について調査し、審議し、学会としての提言をまとめていくことを目的に常設されている日本産業衛生学会労働衛生関連法制度検討委員会(委員長、甲田茂樹)において様々な観点から検討してまいりました。さらに、それに基づいて理事会で審議を重ねた結果、健診改正案が示すように、雇入時健康診断及び一般定期健康診断において、臍周囲径(腹囲)の測定を事業者と労働者に義務づけることについては、別紙「雇入時健康診断及び一般定期健康診断における腹囲の測定に関する課題」に示す通り、産業衛生の現場において実施する上で課題があることが明らかとなりました。

本学会は、現時点では、わが国の職域において腹囲を測定するという政策によって期待される成果に関する科学的な知見を今後集積するとともに、腹囲の測定を事業者と労働者の義務として実施する場合の現場における課題をより広く調査した上で適切な準備を講じるよう要望します。

謹 白

別紙 「雇入時健康診断及び一般定期健康診断における腹囲の測定に関する課題」

1 臍周囲径（腹囲）測定の有用性に関する課題

- 1) 就業者に対する臍周囲径（腹囲）の測定に関する実証的研究を関連する学会と連携して推進することが重要であること
- 2) 臍周囲径（腹囲）の基準値を保健行政で利用するには専門学会と連携して常に見直しが必要であること
- 3) 健康診断において臍周囲径（腹囲）を利用することの有用性についてデータの集積を推進すべきであること
- 4) 臍周囲径（腹囲）及びその測定方法の一般社会や専門職への普及を図ること

2 労働安全衛生法（安衛法）の健康診断に腹囲を追加することの妥当性に関する課題

- 1) 安衛法に基づく健康診断の目的と特定健康診査の目的との区別を明確にすべきであること
- 2) 雇入れ時健康診断においては臍周囲径（腹囲）測定を強制すべきではないこと
- 3) 従来どおりの産業保健活動を確実に推進すべきであること
- 4) 自主的な労働安全衛生マネジメントシステムを一層推進すべきであること
- 5) 労働者の臍周囲径（腹囲）測定に関して不利益を受けないようにすべきであること
- 6) 労働者の臍周囲径（腹囲）測定をしなかった事業者が不利益を受けないよう配慮すべきであること

3 臍周囲径（腹囲）を含めた健康情報の取扱いに関する課題

- 1) 不採用や継続雇用打ち切りなどの目的外利用を防止すべきであること
- 2) 利用を拒否する者に対する対応方法の検討が必要であること
- 3) 労働者のプライバシーに対して配慮が必要であること

4 事業者が特定保健指導の実施を委託される場合の留意点に関する課題

- 1) 事業者の努力義務である保健指導が減退する懸念があること
- 2) THP との連携が求められること
- 3) 労災保険による二次健康診断の結果に基づく特定保健指導と高齢者医療確保法による特定保健指導との関係を整理すべきであること
- 4) 実際の特定保健指導において聴取された作業関連要因に関する情報の取扱い方についてガイドラインを示すべきであること

5 健診改正案の評価に関する課題

- 1) 健診改正案に基づく省令改正が行われた場合は、その評価を行い、必要な場合には見直しを行うべきであること

1 臍周囲径（腹囲）測定の有用性に関する課題

1) 就業者に対する臍周囲径（腹囲）の測定に関する実証的研究を関連する学会と連携して推進することが重要であること

断面研究やいくつかのコホート研究において、ウエスト周囲径が BMI よりも、脳卒中や虚血性心疾患のリスクや発症とよく相関していたという結果を示した論文がある。

しかし、これらの研究は、臍周囲径（腹囲）に限らず腹囲を測定することによって脳・心臓疾患や糖尿病などの疾病が抑制されるかどうかについての検討まではされていない。また、これまでの疫学研究で、日本人を対象に、脳卒中や虚血性心疾患の発症について、腹囲と BMI とを比較した研究が存在しない。この課題について、日本に限定せず、職域において就業者を対象に実施した報告もない。これまでの研究では、日本人の就業者に腹囲を測定することにより脳・心臓疾患や糖尿病などの疾病が抑制されるかというデータを直接示すものではない。

したがって、今後、就業者を対象に臍周囲径(腹囲)測定等を行い、その結果に基づき脳・心臓疾患や糖尿病等の健康障害の予防につながるのかどうかについて関連学会と連携して実証的なデータの収集をするべきであると考えます。

2) 臍周囲径（腹囲）の基準値を保健行政で利用するには専門学会と連携し常に見直しが必要であること

メタボリックシンドロームの診断基準における腹囲の基準値は、国際的には、国際糖尿病学会のコンセンサスガイドライン(2005年)が、ウエスト径で、アメリカ合衆国が男 102cm、女 88cm、欧州・アラブ・アフリカが男 94cm、女 80cm、日本・韓国・中国を含むアジア・中南米原住民が男 90cm、女 80cm と示している。一方、わが国では、日本内科学会等によるメタボリックシンドローム診断基準検討委員会（2005年）が、臍周囲径で、男 85cm、女 90cm と示している。今後、両者の整合性については、専門学会等において検討され変更される可能性がある。専門学会によって異なる基準値が存在するままで社会に適用することは、混乱を招くおそれがある。したがって、腹囲の基準値の利用については専門学会と連携し常に見直し行政に反映すべきである。

3) 健康診断において臍周囲径（腹囲）を利用することの有用性についてデータの集積を推進すべきであること

臍周囲径（腹囲）を健康診断において義務づけることは、すでに義務づけられている他の検査項目と併せて、脳・心臓疾患や糖尿病などのリスクを判別することを目的としていられると考えられる。したがって、臍周囲径（腹囲）等の測定によるスクリーニングを行うには、十分に偽陰性が少ないこと及び偽陰性者に対する間違った安心感を付与しないことなど、得られる効果に対して十分に副作用が小さいことについても研究を推進する必要がある。

る。

また、有限の資源と専門職を投入して健康診断を広く社会で推進する際には、健康診断を実施することによる便益が投資した費用を回収する便益があるかどうかについても評価することが望ましい。

今後、これらの検討を行なうために実証的なデータを集積することが望ましい。

4) 臍周囲径（腹囲）及びその測定方法の一般社会や専門職への普及を図ること

臍周囲径（腹囲）は、体重や BMI とは異なり、一般社会においては、新しい測定方法である。現時点では、測定方法の精度管理について、健康診断を担当する専門職も必ずしも教育や訓練を受けておらず、測定誤差が生じるという指摘がある。また、腹囲を他者が測定することについて、測定場面を見られたくない、測定結果を知られたくない、測定を受けたくないという意見がある。保健行政に基づいて義務づける検査項目は、対象者に対して、適切に理解される指標であり、測定における精度管理が図られるべき指標であるので、厚生労働省は、事業者、保険者、労働者、被保険者、被扶養者、健康診断の担当者に対して、腹囲の測定方法の精度管理について普及を図り、理解を得ることが望ましい。

2 労働安全衛生法（安衛法）の健康診断に腹囲を追加することの妥当性に関する課題

1) 安衛法に基づく健康診断の目的と特定健康診査の目的との区別を明確にすべきであること

特定健康診査と労働安全衛生法（以下、安衛法）の一般定期健康診断（以下、一般健診）では、目的が異なる。

近年、労働安全衛生法においては、作業関連疾患としての脳・心臓疾患の予防を目的とした改正が行われていることから、作業と深い関係のある脳・心臓疾患の原因となる臍周囲径（腹囲）が大きくなり、他の指標とあわせて事後措置が必要となった場合には、事業者は、過重労働による脳・心臓疾患のリスクに対して事後措置等適切に対処する必要がある。一方、作業とは関連しない生活習慣病等の要因によって腹囲が大きくなった場合であっても、事業者は努力義務としての保健指導を実施することになる。

特定健康診査は、特定保健指導を実施することによって生活習慣を改善し、メタボリックシンドロームを予防することを目的としており、厚生労働省は、両者の目的が混同されないように十分周知する必要がある。

2) 雇入れ時健康診断においては臍周囲径（腹囲）測定を強制すべきではないこと

高齢者医療確保法における臍周囲径（腹囲）の測定は 40 歳以上に限定されているが、雇入れ時健康診断の検査項目に腹囲の測定が追加されれば、40 歳未満の対象者に対しても測

定が実施されることがある。保険者は、40歳未満の被保険者については腹囲を測定する法的な義務がないことから、通常は、事業者はその結果の提出を求めるとはならないと考えられる。

一方、安衛法に基づく雇入れ時健康診断の結果は、雇入れ後の適正配置のために活用されるべきものであるが、今後高齢者層の雇用機会の増加や若年齢者層でも生活習慣病が広がることを考えると、雇入れ時健康診断の意義はますます高まるものとする。当面、腹囲等の測定および検査等の結果により配置を変更したり業務に配慮したりすることは多くないと考えられる。

これらのことから、雇入れ時健康診断において、腹囲測定を強制すべきではない。

3) 従来どおりの産業保健活動を確実に推進すべきであること

高齢者医療確保法は、臍周囲径（腹囲）の測定を含む特定健康診査と特定保健指導の実施を促進するために、実施率等に応じて後期高齢者支援金が±10%程度加算・減算することから、産業保健の現場においても、他の産業保健の政策よりもこれらの実施が優先されるという懸念が示されている。これらを実施するためには、相当数の医師や看護職が確保しにくいことが想定されるが、従来どおりの産業保健活動が減退しないよう、厚生労働省はその指導を十分する必要がある。

4) 自主的な労働安全衛生マネジメントシステムを一層推進すべきであること

従来から、労働衛生分野においては、事業者とともに労働者に対して、自主的な産業保健活動を推進させるという政策が推進されてきた。本来、健康診断項目についても、専門職や労使が事業場における健康リスクを自主的に判断して決定すべきものである。一方、特定健康診査は、保険者による事業として実施されるものであり、事業者としては、これに協力することについても法令で規定される部分以外は自主的に検討すべきである。厚生労働省は、今後も、自主的な産業保健活動の推進のため、事業者と労働者とともに取り組む必要がある。

5) 労働者の臍周囲径（腹囲）測定に関する不利益を受けないようにすべきであること

高齢者医療確保法に基づく保険者による特定健康診査には、被保険者の受診義務は規定されていない。しかし、安衛法の一般健康診断として臍周囲径（腹囲）の測定が実施されれば、労働者には腹囲測定が義務化されることになる。これまで、腹囲測定は、自主的な健康管理のために活用されてきたものであり、労働者の自由意思を尊重して、労働者の行動変容を促すべきであるとする。厚生労働省や事業者は、腹囲の測定を望まない労働者について、その意思を尊重し、就業において不利益を受けないよう配慮すべきである。

6) 労働者の臍周囲径（腹囲）測定をしなかった事業者が不利益を受けないよう配慮すべき

であること

安衛法に規定する健康診断項目は、実施しなかった事業者に対して刑事罰を規定しているものである。しかし、事業者にすべての労働者に対して臍周囲径（腹囲）の測定を強制することについての社会的なコンセンサスは形成されていないと考えられることから、厚生労働省は、労働者の腹囲を測定しなかった事業者が不利益を受けないよう配慮すべきである。

3 臍周囲径（腹囲）を含めた健康情報の取扱いに関する課題

1) 不採用や継続雇用打ち切りなどの目的外利用を防止すべきであること

雇入れ時健康診断は、実際には、採用の可否を判断する前に実施されていることがある。また、一般定期健康診断を含めて臍周囲径（腹囲）の結果は、労働者が被保険者となる健康保険組合などにおいては、後期高齢者支援金の増減といった経済的な負担に直結する情報でもある。こうしたことが採用の可否や継続雇用の決定に影響する懸念があるが、BMIも含めて機微な健康情報である。このような利用のされ方は、本来の目的に合致しておらず、実効的な目的外利用の防止に対する配慮が求められる。

2) 利用を拒否する者に対する対応方法の検討が必要であること

雇入れ時等の健康診断において臍周囲径（腹囲）の測定を規定することは、若年者や女性を含めて、腹囲の測定結果を事業者に報告することがある。今後、簡易な測定方法が通知される予定ではあるが、腹囲の測定を拒否する労働者がいれば、事業者は、現場で必要な説明を行うことが求められる。現場の混乱を招かないよう、その際の対応方法について検討し準備しておくことが望ましい。

3) 労働者のプライバシーに対して配慮が必要であること

健診改正案が施行されることになれば、労働者のうち被保険者として保険者の健診の受診を希望しない者についても、事業者の健診を受診しなければならない法的な義務に伴って保険者に結果が提供され、特定健康診査を受診したことになる。このように事業者から保険者に結果が提供されることについては、高齢者医療確保法第27条第2項及び第3項の規定に基づく提供であることから、法的には問題でない。しかし、個人情報、個人情報保護法の基本理念として述べられているように、個人の人格を尊重し、プライバシー保護の観点にも十分に配慮して慎重に取り扱われるべきである。このことについて、厚生労働省は十分な説明や指導を行う必要がある。

4 事業者が特定保健指導の実施を委託される場合の留意点に関する課題

1) 事業者の努力義務である保健指導が減退する懸念があること

臍周囲径（腹囲）を測定することによって、専門職がいる事業場においては、保険者から特定保健指導の実施についての委託を受ける可能性がある。産業保健の現場にいる医師や看護職は、高齢者医療確保法の施行に伴って、メタボリックシンドロームの予防のために実施される保険者による特定保健指導を事業場において担当する専門職として期待される場合がある。特定健康診査とは別に、事業者が従来から実施している過重労働対策やメンタルヘルスなどを含む包括的な保健指導について、今後も産業保健の現場にいる医師や看護職がこうした指導を引き続き行っていくことが重要である。

2) THP との連携が求められること

職域で進められる健康増進活動は、従来は THP と推奨されてきた。したがって、メタボリックシンドロームの予防についても、従来養成してきた THP の人材活用など、どのように連携するか検討することが望ましい。

3) 労災保険による二次健康診断の結果に基づく特定保健指導と高齢者医療確保法による特定保健指導との関係を整理すべきであること

労災保険による二次健康診断の結果に基づく特定保健指導と高齢者医療確保法による特定保健指導は、名称は同じ特定保健指導であるが異なる制度である。今後、両者の関係については、それぞれの主旨目的等を考え、整理する必要があると考える。

4) 実際の特定保健指導において聴取された作業関連要因に関する情報の取扱い方についてガイドラインを示すべきであること

医師や看護職が保健指導を行う際に、メタボリックシンドロームの予防と無関係の内容については対象者からの聴取や指導を実施しないということは事実上困難である。また、保険者が労働者である被保険者の特定保健指導をする際に、事業場の作業環境や作業の様子についての情報を有しない医師、看護職、管理栄養士が、就業上の措置の要否又は実現可能性について判断すべきではないが、実際には、作業のことを述べる受診者がいることや就業上の措置が必要なことがあると考えられる。そのような事例において、どのように指導すべきかについての基準やガイドラインが必要である。

特定保健指導においてたまたま聴取されてしまった作業関連要因に関する情報を事業者に提供することについては、本人の同意を得なければ守秘義務違反であり個人情報違反になるが、本人の同意が得られない場合についてのガイドラインが必要である。特に、事業者が安衛法に基づく保健指導を実施していない場合において、保険者による保健指導で就業上の措置の必要性が疑われた場合には、必ず事業場の健康管理を担当する医師等に情報を

提供すべきであるとする。日本産業衛生学会は専門職による学術団体であり、要請があればガイドライン作成に協力することが出来る。

5 健診改正案の評価に関する課題

1) 健診改正案に基づく省令改正が行われた場合は、その評価を行い、必要な場合には見直しを行うべきであること

これまで述べたように、健診改正案には、多くの課題がある。高齢者医療確保法の施行時期に合わせて提案されているものであるが、政策の追加や変更のためには十分な科学的根拠やコンセンサスの形成が不可欠であること、安衛法の目的やその義務の範囲は高齢者医療確保法とは異なることについて十分な配慮が行われるべきであること、産業保健において優先的に取り組むべき課題は現場を熟知した産業医や産業看護職などの専門職が適切に判断すべきであり、政策に対応するための負担がそれを阻害すべきではないこと、産業保健の現場が新たな政策に対応するには相応の体制を整備し準備を行うべきことから考えると、今回の健診改正に基づく省令改正は慎重であるべきである。

したがって、実際に、健診改正に基づく省令改正が行われた場合は、その評価を行い、必要な場合には見直しを行うべきである。

日本産業衛生学会は、就業者の健康に関する科学、その職場における応用技術、そして、産業保健活動の実践を担う専門職で構成された学術団体である。健診改正案の評価と改善に関する要請があれば、それを受けて適切な提言を行うことができると考える。